

令和元年 10月 16日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の長 殿

厚生労働省労働基準局監督課

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書
及びリーフレットの送付について

労働基準行政の運営につきまして、平素より格別の御協力を頂き感謝申し上げます。平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの原因である長時間労働の削減等、過重労働解消にむけた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、傘下の団体・企業等への周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省労働基準局監督課

特定分野労働条件対策係

河野

【連絡先】

03-5253-1111

(内線5542)

雇均職発 1025 第 3 号
令和元年 10 月 25 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長



時間単位の年次有給休暇制度の導入促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率については、平成 29 年に 51.1% と 18 年ぶりに 5 割を超えたものの、依然として政府目標である 70% とは大きな乖離があり、更なる年休の取得促進の取組が求められています。

一方で、仕事と生活の調和を図る観点から、年休を有効に活用できるよう、年に 5 日の範囲内で年次有給休暇を時間単位で付与することができるようとされていますが、その制度導入率は 19.0%（平成 30 年）に留まっている状況にあります。

このような中、時間単位の年次有給休暇制度（以下「時間単位年休」という。）については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019 について」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「子育て、介護、治療など様々な事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、民間企業において、1 時間単位で年次有給休暇を取得する取組を推進する」とこととされたところです。

このため、厚生労働省では、時間単位年休の導入促進を図るため、同封のリーフレットを作成し、労使に対する働きかけ等を行っていくことにしています。

つきましては、リーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願ひいたします。

リーフレットの追加配布を希望される場合には、下記担当者までご一報くださいますようお願いするとともに、本リーフレットについては、厚生労働省のホームページ（ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働の「労働基準」>施策情報の「仕事と生活の調和」>施策紹介の「労働時間等の設定の改善」>年次有給休暇取得促進特設サイト欄）に掲載していますのでご活用ください。

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

働き方・休み方改善係（03-5253-1111（内線 7915））

松 本（matsumoto-kazuyuki@mhlw.go.jp）

川野邊（kawanobe-misato@mhlw.go.jp）

雇均職発 1007 第 2 号
令和元年 10 月 7 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長



11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制が、本年 4 月より大企業に対して適用されています。このような中、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせているという声が厚生労働省等に寄せられています。

そのため、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するため、本年 6 月 26 日に、中小企業庁、公正取引委員会と連携し、しわ寄せ防止に向けた総合対策を策定し、現在、その取組を進めているところです。対策の一環として、新たに 11 月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、各種取組を行っていくことにしています。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットの追加配布を希望される場合には、下記担当者までご一報くださいますようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

働き方・休み方改善係 (03-5253-1111 (内線 7915))

松 本 (matsumoto-kazuyuki@mhlw.go.jp)

川野邊 (kawanobe-misato@mhlw.go.jp)